

令和5年7月定例会

追加議案参考資料

久喜市教育委員会

資 料 目 次

(議案第 5 3 号)

久喜市部設置条例の一部改正に伴う新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 1

久喜市部設置条例の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する条例 (案)	現行条例 (旧)
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる室及び部を置く。</p> <p>市長公室 総合政策部 総務部 市民部 環境経済部 福祉部 健康スポーツ部 こども未来部 建設部 まちづくり推進部 上下水道部 (分掌事務)</p> <p>第2条 前条の室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市長公室</p> <p>(1) 秘書に関すること。 (2) 危機管理に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>総合政策部 総務部 市民部 環境経済部 福祉部 健康スポーツ部 子ども未来部 建設部</p> <p>上下水道部 (分掌事務)</p> <p>第2条 前条の部の分掌事務は、次のとおりとする。</p>

(3) 消防団に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) シティセールスに関すること。

総合政策部

(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 行政組織に関すること。

(3) 市長の指定する政策に関すること。

(4) 行政改革に関すること。

(5) 市の予算及び財政全般に関すること。

(6) 契約事務に関すること。

(7) 情報化政策及び電子計算システムに関すること。

(8) 統計に関すること。

(9) 市有財産の活用に関すること。

総務部

(1) 議会及び市の一般行政に関すること。

(2) 文書及び例規に関すること。

(3) 情報公開及び個人情報の保護に関すること。

(4) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。

総合政策部

(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。

(2) 行政組織に関すること。

(3) 市長の指定する政策に関すること。

(4) 行政改革に関すること。

(5) 市の予算及び財政全般に関すること。

(6) 契約事務に関すること。

(7) 情報化政策及び電子計算システムに関すること。

(8) 統計に関すること。

(9) 市有財産の活用に関すること。

総務部

(1) 秘書に関すること。

(2) 議会及び市の一般行政に関すること。

(3) 文書及び例規に関すること。

(4) 市有財産の管理に関すること。

(5) 検査に関すること。

(6) 職員の人事、研修、給与及び厚生に関すること。

(5) 市有財産の管理に関すること。

(6) 検査に関すること。

(7) 人権及び男女共同参画に関すること。

(8) 市税の賦課及び徴収に関すること。

(9) その他、他の部に属さないこと。

市民部

(1) 自治振興に関すること。

(2) 市民参加、市民活動及び国際交流に関すること。

(3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(4) 外国人登録に関すること。

(5) 国民年金に関すること。

(6) 交通安全及び公共交通に関すること。

(7) 住宅に関すること。

(8) 行政センターに関すること。

環境経済部

(1) 環境保全及び環境衛生に関すること。

(7) 人権及び男女共同参画に関すること。

(8) 広報及び広聴に関すること。

(9) 情報公開及び個人情報保護に関すること。

(10) 市税の賦課及び徴収に関すること。

(11) その他、他の部に属さないこと。

市民部

(1) 自治振興に関すること。

(2) 市民参加、市民活動及び国際交流に関すること。

(3) 交通安全及び公共交通全般に関すること。

(4) 危機管理に関すること。

(5) 消防団に関すること。

(6) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。

(7) 外国人登録に関すること。

(8) 国民年金に関すること。

環境経済部

(1) 環境保全及び環境衛生に関すること。

- (2) 公害防止対策に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び資源循環への取組に関すること。
- (4) 農業に関すること。
- (5) 商業、工業及び観光に関すること。

福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会保障に関すること。
- (3) 障がい者福祉に関すること。
- (4) 高齢化対策に関すること。

健康スポーツ部

- (1) 健康増進に関すること。
- (2) 地域医療に関すること。
- (3) 保健予防に関すること（母子保健に関することを除く。）。

- (4) 国民健康保険に関すること。
- (5) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

子ども未来部

- (1) 児童福祉_____に関すること。

- (2) 公害防止対策に関すること。
- (3) 農業に関すること。
- (4) 商業、工業及び観光に関すること。

福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 社会保障に関すること。
- (3) 障がい者福祉に関すること。
- (4) 高齢化対策に関すること。

健康スポーツ部

- (1) 保健予防に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。

- (4) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

- (5) 国民健康保険に関すること。

子ども未来部

- (1) 児童福祉及び保育に関すること。

(2) 母子保健に関すること。

(3) 保育及び幼児教育に関すること（教育委員会に属するものを除く。）。

(4) 青少年健全育成に関すること。

建設部

(1) 道路 に関すること。

(2) 土木に関すること。

(3) 治水に関すること。

(4) 河川 に関すること。

まちづくり推進部

(1) 都市計画に関すること。

(2) 駅周辺及び中心市街地整備に関すること。

(3) 土地区画整理及び土地利用に関すること。

(4) 公園に関すること。

(5) 建築に関すること。

上下水道部

(1) 下水道に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(2) 青少年健全育成に関すること。

建設部

(1) 道路及び河川に関すること。

(2) 土木に関すること。

(3) 建築に関すること。

(4) 都市計画に関すること。

(5) 公園に関すること。

上下水道部

(1) 下水道に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

